

指定施設（病院等）における 不在者投票の手引

令和5年3月

この手引きの様式類は、コピーして使用してください。

小平市選挙管理委員会事務局

は し が き

公職選挙法は、投票所における選挙当日の投票を原則としていますが、その例外として、病院、老人ホーム、障害者支援施設等に入所中の選挙人が、不在者投票管理者（施設長、病院長等）の管理下で投票する不在者投票制度等を設けています。

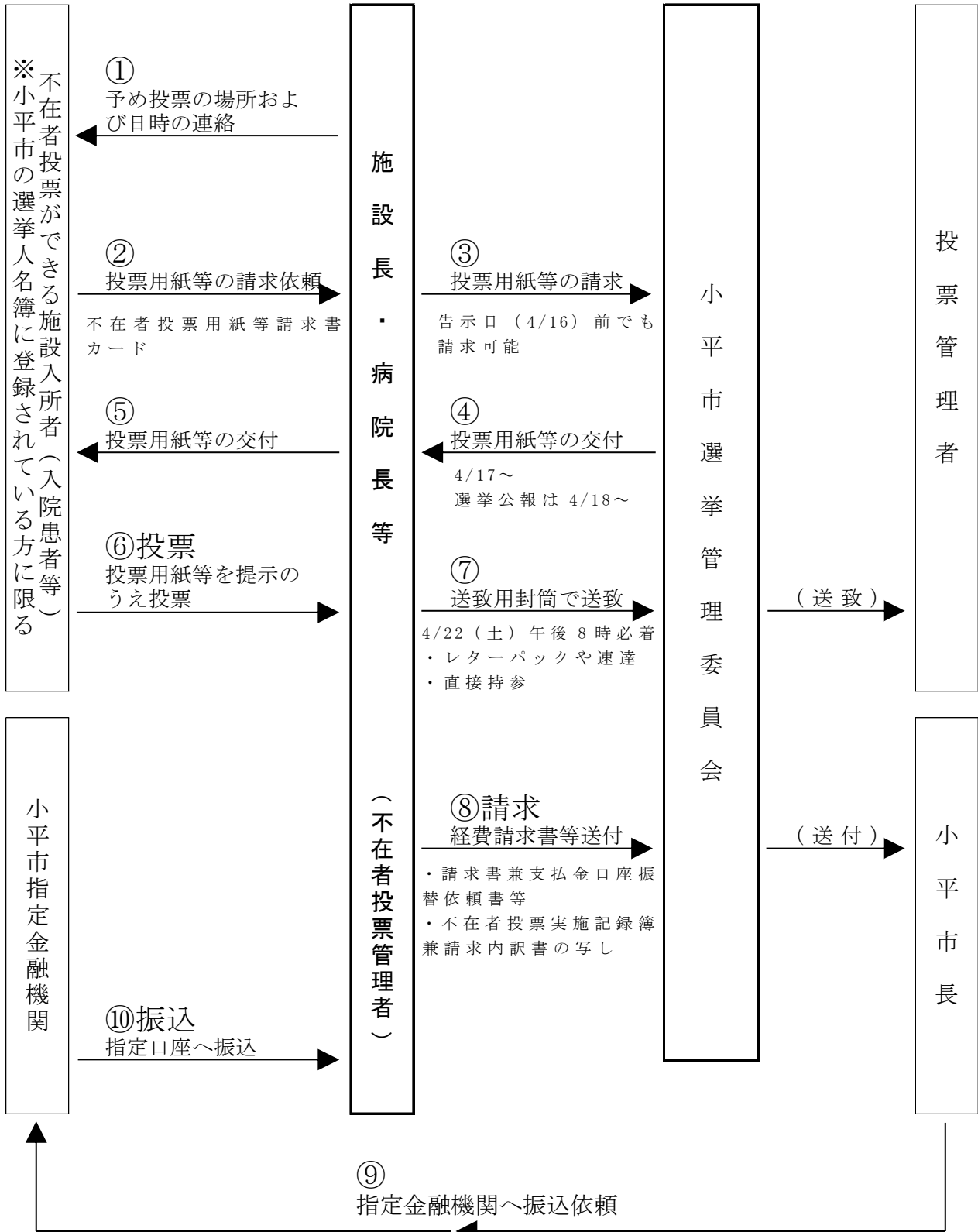
この手引は不在者投票管理者が行う事務処理について解説したものです。

不在者投票の手続きは、公正・公平を旨としており、手続きを誤ると投票が無効となるおそれがあります。この手引を十分ご活用いただき、その管理に遺漏のないようご配慮をお願いいたします。

小平市選挙管理委員会

不在者投票図解

- この図は、不在者投票と経費請求のあらましを簡略に図式化したものです。予定月日等を記入するなど、不在者投票管理事務の一助としてお使いください。
- 数字は事務の順序を示しています。
- 下記⑥の投票にあたっては、その管理手続きに十分ご配慮ください。



目 次

第 1	不在者投票制度について	1
1	不在者投票制度とは	1
2	不在者投票管理者とは	1
3	指定施設で不在者投票のできる選挙人は	1
4	不在者投票が認められている選挙の種類は	2
5	不在者投票管理者がしてはならない選挙運動は	2
6	投票記載場所における選挙運動用ポスターの掲示禁止は	3
7	留意点	3
8	罰則	3
9	所要経費の請求は	4
10	不在者投票管理者から投票管理者に送られた不在者投票の効力は	4
第 2	不在者投票の管理事務について	6
1	投票用紙等の請求をするには	6
(1)	施設長等が代理請求する場合	6
(2)	入所者等自身が請求する場合	6
2	投票用紙等を受理したときの処理は	7
(1)	施設長等が代理請求した場合	7
(2)	入所者等自身が請求した場合	7
3	投票の方法は	8
(1)	投票の日程	8
(2)	投票	8
(3)	代理投票	11
(4)	代理投票の仮投票	11
(5)	入所者等が投票しないとき	12
4	不在者投票の送致の方法は	12
5	記録	13
6	その他	13
第 3	経費の請求方法について	14
諸様式		18

特にご注意いただきたい事項

- ① 不在者投票の趣旨及び手続については、不在者投票事務を処理すべき担当事務職員は当然のことですが、施設入所者（入院患者等）と日常接する職員にも、周知徹底してください。
- ② 指定病院等の長が代理して行う不在者投票用紙等の請求は、入院又は、入所中の選挙人からの依頼があったものに限られます。
- ③ 不在者投票用紙等の請求をした選挙人が退院又は退所した場合は、ただちに不在者投票用紙等を、小平市選挙管理委員会へ返送してください。
なお、選挙人の意思を確認することなく、不要になった投票用紙を白票として投じることは違反になります。
- ④ 投票の際、投票用紙は必ず内封筒に入れてから封をし、その後、外封筒に入れて封をするように案内してください。（投票用紙は折らずに内封筒に入れられます。）
- ⑤ 不在者投票管理者はその業務上の地位を利用して、選挙運動をすることは禁じられています。例えば、病院長が、一般に不在者投票の対象となる入院患者に対して、その診療上の影響力を利用して選挙運動をすることは違反になります。

第1 不在者投票制度について

1 不在者投票制度とは

不在者投票制度は、法律で定められた一定の事由によって、選挙の当日、自ら投票所へ行って投票することができない選挙人が、投票日の前（公示・告示日の翌日から投票日前日までの間）でも投票することができる例外的な制度です。

2 不在者投票管理者とは

すべての不在者投票は、選挙の公正を確保するため、不在者投票管理者のもとで行います。

この不在者投票管理者には、区市町村選挙管理委員会（以下「委員会」といいます。）の委員長のほか、都道府県選挙管理委員会が指定する病院（以下「指定病院」といいます。）、老人ホーム、身体障害者支援施設、もしくは保護施設等の長があたることになっています。

ただし、施設長等が候補者となったり、外国人であったり、あるいは事故があったり、欠けていたりした場合は、病院であれば病院長の職務を代理すべき医師又は歯科医師が、不在者投票管理者になります。

不在者投票管理者が行う事務は、必ずしも本人がすべて直接行わなければならないものではなく、適宜その補助者をして不在者投票管理者の管理のもとで、その事務を行わせることも可能です。

例えば、施設長等が急用等で一時的に不在になった場合でも、職員が不在者投票管理者の管理のもとに、補助者として行うものであれば、事務を進行しても差し支えありません。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 施設長等は、不在者投票管理の事務を、他人に委任することはできません。2 施設長が欠けた場合には（施設長が選挙に立候補したときも同様）、施設長の職務を代理すべき者が、不在者投票管理者になります。 |
|---|

なお、指定病院以外の指定施設では、当該施設の長の職務を代理すべき者が、不在者投票管理者となります。

3 指定施設で不在者投票のできる選挙人は

- (1) 指定施設に入所している選挙人（以下「入所者等」といいます。）で、次の①～③の条件に該当していて、投票日当日に本来の投票所へ行って投票することができない場合は、不在者投票ができます。

- ① 当該選挙の選挙権を有していること（一定の刑罰を受けている者等は、選挙権がありません。）。

- ② 選挙人名簿に登録されていること。
- ③ 歩行が困難な者（手術等により、投票日当日において歩行困難となることが見込まれる入所者等を含む。）。

なお、歩行が可能な入所者等であっても、選挙人名簿に登録されている投票区の区域外の病院に入院中であれば、不在者投票ができます。（法 48 条の 2 第 1 項第 2 号）

- (2) しかし、不在者投票は、投票日当日における選挙人の状態を想定して行うものですから、投票用紙等の交付を受けた後、まだ投票を行わない間に、病気が治癒して退院した場合、選挙人は、投票日当日、投票所に行って通常の方法による投票をすることになります。

その場合は、直ちに小平市選挙管理委員会に投票用紙等を返納してください。返納されていない場合、選挙人は期日前投票又は当日投票を行うことができません。

なお、通常の方法による投票をしない場合でも、投票用紙等は、小平市選挙管理委員会に、必ず返さなければなりません。

指定施設で不在者投票ができるのは、あくまで入所者等のみであり、家族等の付添人は、その指定施設で不在者投票をすることはできません。

4 不在者投票が認められている選挙の種類は

不在者投票が認められている選挙（各種投票を含む。）は次のとおりです。

- ① 衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙
- ② 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙
- ③ 最高裁判所裁判官国民審査
- ④ 一の地方公共団体にも適用される特別法制定の投票（日本国憲法第 95 条、地方自治法第 261 条）
- ⑤ 地方公共団体の議会の解散請求に伴う投票（地方自治法第 76 条第 3 項）
- ⑥ 地方公共団体の議員、長の解職請求に伴う投票（地方自治法第 80 条第 3 項、同法第 81 条第 2 項）
- ⑦ 合併特例法による法定合併協議会設置の賛否投票

5 不在者投票管理者がしてはならない選挙運動は

不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動をすることはできません。

業務上の地位利用とは、「日常の職務上有する影響力を利用して」という意味と解されています。

その他、不在者投票の内容に関する発言は、選挙人の投票の秘密を犯すこととなりますのでご注意ください。

6 投票記載場所における選挙運動用ポスターの掲示禁止は

- (1) 何人も、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所には、候補者のポスターを掲示することができません。

投票を記載する場所とは、投票記載場所を設けた場所と一体をなす施設の全部を指すのであり、入所者等が起居できないため、ベッド等において投票させる場合は、そのベッドのある部屋にもポスターを掲示することができません。

- (2) 上記(1)に違反して掲示されたポスターは、施設管理者が撤去できます。また、投票記載場所とは関係のない場所でも、施設内に無断で掲示されたポスターについては撤去できます。

いずれにしても、入所者等が投票する施設においては、投票記載場所以外であっても、特定候補者のポスター等を掲示することは適当ではないので、そのようなことがないように十分な配慮をしてください。

7 留意点

- (1) 選挙人本人に代わって不在者投票の投票用紙等を請求いただく場合は、必ず本人に請求するか否かの意思確認をお願いします。
- (2) 施設内の投票記載場所の設置にあたっては、投票の秘密が守られるように特段の配慮をお願いします。なお、重病者等の歩行困難な方については、病室等で投票することも可能ですが、この場合においても投票の秘密が確保できるように配慮願います。
- (3) 代理投票(「代理投票による方法」参照)は、本人の意思により行うものであることに御留意いただくとともに、代理投票を行う際には、その投票を補助する者を投票事務従事者から2名選任し、1名が本人の意思を確認して投票用紙に記載し、もう1名がその内容を確認しなければなりませんので、手続に遺漏のないようにお願いします。
- (4) 投票は、選挙人の自由な意思に基づき適正に行われるべきものでありますので、不在者投票管理者が業務上の地位を利用して入所している方に対して選挙運動をすることや、不在者投票事務に従事する者が投票に際し干渉することは次節「8 罰則(2)④」による罰則をもって禁止されていますので、このようなことのないようにお願いします。

8 罰則

不在者投票について、次のような不正行為が行われたときは処罰されます。

- (1) 選挙人の不正行為
 - ① 不在者投票管理者、立会人に暴行もしくは脅迫を加え、投票を行う場所を騒擾し、又は選挙関係書類等を抑留、毀壞もしくは奪取したとき。(法 229)
 - ② 投票を行う場所に凶器を携帯して入ったとき。(法 232)

- ③ 選挙人でない者が投票したり、氏名を詐称しその他詐欺の方法をもって投票をし、又はしようとしたとき及び投票を偽造したとき、又はその数を増減したとき。(不在者投票管理者についても同様に不正行為となります。)(法 237)
- (2) 不在者投票管理者、立会人、代理投票の際の代理記載者の不正行為
- ① 不在者投票管理者が、故意にその職務執行を怠り、又はその職権を濫用して選挙の自由を妨害したとき。(法 226)
- ② 不在者投票管理者が選挙人に対し、その投票をしようとし又は投票した被選挙人の氏名の表示を求めたとき。(法 226)
- ③ 不在者投票管理者、立会人、代理投票の際の補助者が、選挙人の投票した被選挙人の氏名を表示したとき。(法 227)
- ④ 投票を記載する場所において、選挙人の投票に干渉し又は被選挙人の氏名等を認知する方法を行ったとき。(選挙人が同様の行為を行った場合も同じ。)(法 228)
- ⑤ 代理投票の際、候補者の氏名を記載すべきものと定められた者が、選挙人の指示するとおり記載しなかったとき。(法 237 の 2)
- ⑥ 立会人が正当な理由なく法律に規定する義務を欠いたとき。(法 238)

9 所要経費の請求は

不在者投票について所定の手続きが終了した場合には、不在者投票を完了した選挙人 1 人につき 1,073 円の経費が支払われます。投票用紙の交付を受けた方であっても、投票しなかった方は、支払いの対象人数になりませんのでご注意ください。

請求についての詳細は、「**第 3 経費の請求方法について**」(P. 14~)を参照してください。

小平市の選挙において、経費の請求書の送付先は、**小平市選挙管理委員会**です。

10 不在者投票管理者から投票管理者に送られた不在者投票の効力は

(1) 投票所における受理、不受理の決定

不在者投票については、投票の送致を受けた投票所の投票管理者が、次の事項を調査して受理、不受理を決定します。

- ① 不在者投票をした者が、選挙の当日選挙権を有する者であるか。
- ② 投票用封筒の記載が完全であるか。
- ③ その不在者投票が正規の手続によって行われているか。

せっかく不在者投票をしても、規定に違反していると正規の投票として取り扱われなかったり、あるいは受理されなかったりすることがありますから、誤りのないように処理してください。

なお、投票所閉鎖時刻(投票日当日午後 8 時)以降に送られてきた不在者投票は受理

されませんので、十分ご注意ください。

(2) 受理された投票は

投票管理者は受理と決定した不在者投票について、外封筒から内封筒を取り出し、これを混同し投票した人が誰であるか特定できないようにした後、これを開封し、投票用紙を取り出し、直ちに投票箱に入れます。

このようにして、投票の秘密は守られるように配慮されています。

第2 不在者投票の管理事務について

1 投票用紙等の請求をするには

投票用紙と、その投票用紙を入れる投票用内封筒及び外封筒（以下「投票用紙等」といいます。）を次の要領により請求してください。

(1) 施設長等が代理請求する場合（P. 23「様式3」）

- ① 施設長等は入所者等から依頼があったときは、入所者等に代わって、その入所者等が選挙人名簿に登録されている区市町村の委員会の委員長に、投票用紙等の請求をしてください。

なお、請求書カード（P. 25「様式3別紙」）はできる限り本人に記入させてください。本人自ら記入できない場合は、代理記入でも構いませんが、その場合は必ず備考欄に代理記入者の氏名を記入してください。

施設長等が入所者等の依頼を受けて行う代理請求は、直接又は郵便であることを問わず、必ず「請求書」（P. 23「様式3」）による文書で行ってください。

なお、請求書のコピーを取るなど、その文書の控を必ず保存しておいてください。

- ② 入所者等が船員である場合は、本人の所持する選挙人名簿登録証明書を委員会に提示して、必要事項の記載を受けなければなりません。

なお、船員の投票用紙等を施設長等が代理請求する場合、その船員が選挙人名簿に登録されている委員会に対して行うほか、総務省令で指定する委員会（都においては中央区、港区、大島町）に対しても行うことができます。この場合には、船員の選挙人名簿登録証明書のほか、船員手帳をあわせて提示することが必要です。

- ③ 投票用紙等の請求期間は、投票日の前日までですが、不在者投票は投票所閉鎖時刻（投票日の午後8時）までに、投票所に到達しないと受理されないのので、なるべく早く投票用紙等を請求し、区市町村の委員会に投票を送付するようにしてください。※選挙期日の公示又は告示前でも請求はできます。

また、投票用紙等の請求は、できる限りまとめて請求するようにしてください。

施設長等の代理人が請求する際は、その代理人であることを証明する書面（P. 26「様式4」）を添えてください。なお、使者については、それを証明する書面は不要です。

(2) 入所者等自身が請求する場合（P. 27「様式5」）

投票用紙等の請求は、大部分が(1)に述べた代理請求になると思いますが、入所者等が、自分で委員会に請求することがあります。

入所者等は「不在者投票宣誓書兼請求書」（P. 27「様式5」）により、自分で選挙人名簿に登録されている委員会に請求することができます。この場合は投票しようとする指定施設名を併せて申し立て、また、点字によって投票しようとする場合にはその旨も申し立てる必要があります。なお、船員である入所者等で、選挙人名簿登録証明

書の交付を受けている者は、選挙人名簿登録証明書を提示する必要があります。

このように入所者等自身が請求し、交付を受けたものについても、病院長が不在者投票管理者となります。

- 1 投票用紙等の請求は、できる限りまとめて請求してください。
- 2 郵便等による請求の場合は、往復日数を考慮に入れて、早めに行うようにしてください。なお、公示日又は告示日以前であっても請求できます。

2 投票用紙等を受理した時の処理は

(1) 施設長等が代理請求した場合

委員会は、請求を受けたときは、「投票用紙及び封筒」（封筒は内封筒と外封筒の2種類 P.28「様式6」P.29「様式7」）を交付します。

この場合、委員会は、まず入所者等が選挙人名簿登録者であることを確認したうえ、不在者投票事由に該当すると認めた者について交付します。

しかし、投票用紙等の請求時に必要な書類が整っていないと交付できませんのでご注意ください。（例えば、選挙人名簿登録証明書の交付を受けた船員についてこの証明書の提示をしない場合等。）

施設長等は投票用紙等を受領したときは、「不在者投票実施記録簿兼請求内訳書」（P.21「様式2」）に記載し、その收受に誤りのないようにするとともに、受領後は速やかに入所者等に渡してください。

あらかじめ投票日時を設定し、一括して投票させる場合で、受領時から投票するまでの間、投票用紙等を預かる場合は、その旨、入所者等本人の了解を得ておくとともに、厳重に保管してください。

投票用紙等を入所者等に渡すときは、授受関係を明確にしてください。

(2) 入所者等自身が請求した場合

委員会が入所者等あて郵送等により、直接、投票用紙等を交付します。

この場合、委員会は、上記(1)の「投票用紙及び封筒」に加えて、「不在者投票証明書用封筒」（P.31「様式9」）に封入された「不在者投票証明書」（P.30「様式8」）を入所者等に交付します。

この「不在者投票証明書用封筒」は、入所者等が投票する際に施設長等（不在者投票管理者）に提出しますが、これは施設長等以外の何人も、開封することはできません。入所者等が誤って開封したときは、その証明書は無効となり、不在者投票はできません。

- 1 「点字投票」として請求した場合は、点字投票用紙（「点字投票」の表示あり）かどうか確認してください。
- 2 船員の場合には、「選挙人名簿登録証明書」も同時に返送されます。
- 3 投票用紙や不在者投票用封筒は、必ず入所者等が選挙人名簿に登録されている委員会から送られてきたものを、本人に渡してください。
- 4 誤って他人の投票用紙等を渡さないよう特にご注意ください。

3 投票の方法は

(1) 投票の日程

不在者投票の投票用紙等の交付を受けた入所者等は、公示日又は告示日の翌日から選挙の期日の前日までの間に、施設長等の管理のもとで投票をしなければなりません。

なお、投票を終えた投票用紙は、投票日当日、当該投票所の閉鎖時刻である投票日の午後8時までに施設長等から、入所者等が選挙人名簿に登録されている委員会を経て、その投票管理者の手元に届いていなければなりませんので、その間の所要時間を十分考慮してください。

入所者等が多数いるときは、あらかじめ投票を行う日を設定し、一括して投票させることも効率的な方法ですが、この場合は、その日時、場所等を入所者等に、あらかじめよく周知してください。

なお、投票を行う日の設定は、できる限り、入所者等が選挙公報を入手可能または入所者等へ選挙公報を提供可能な日程としてください。

また、投票に立会うべき立会人（下記(2)②）にも、同様に投票を行う日時、場所等を連絡してください。

一括投票後でも、個別に入所者等から新たな申立てがあれば、不在者投票管理者として、不在者投票の手続を速やかに進めてください。

(2) 投票

施設で投票できる日	公示日（告示日）の翌日から選挙期日の前日までの間
施設での投票時間	午前8時30分から午後5時までの間

- ① 入所者等は、施設長等の管理する投票記載場所において午前8時30分から午後5時までの間に投票することとなります。投票記載場所には机等を置き、机上には黒色鉛筆を備えるほか、他人が投票の内容を見たりするようなことができないように準備してください。

また、点字投票の必要がある場合には、点字器等も備えて下さい。（点字器が必要なときは小平市選挙管理委員会にご相談下さい。）

なお、施設長等が管理し、投票立会人が立会い、他人がその投票の記載を見たりする等の不正な手段が図られるようなことがなければ、施設内のどこで投票を行ってもかまいません。たとえば、重篤患者等の投票には、病院長が投票立会人とともに病室をまわり、ベッドの上等で投票させても差し支えありませんが、必要もないのに全てベッドの上で行うことは避けてください。

- ② 施設長等は、入所者等が投票する際、選挙権のある者（満 18 歳以上の日本国民で公職選挙法第 11 条等の欠格条項に該当しない者）を投票立会人として選任し、投票に立ち合わせる必要があります。投票立会人は投票用外封筒に必ず署名をしなければなりません。

この投票立会人は、単に選挙権を有すれば足りるのであって、必ずしもその不在者投票を行うべき選挙の選挙権を有していることを要しません。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 施設長等（不在者投票管理者）は、投票立会人を兼ねることはできません。2 代理投票の補助者など、投票が行われる場所で不在者投票の事務に携わる者は、投票立会人になれません。3 投票立会人は、投票用外封筒表面の「立会人」欄に署名（自書）する必要があります。 |
|---|

(参考)

【公職選挙法】

第11条 次の各号に掲げる者は、選挙権及び被選挙権を有しない。

一 削除

二 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者

三 禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

四 公職にある間に犯した刑法(明治40年法律第45号)第197条《受託収賄及び事前収賄》から第197条の4《あっせん収賄》までの罪又は公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)第1条の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から5年を経過しないもの又はその刑の執行猶予中の者

五 法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行猶予中の者

2 この法律の定める選挙に関する犯罪により選挙権及び被選挙権を有しない者については、第252条(選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止)の定めるところによる。

3 (略)

③ 施設長等は、まず入所者等から投票用紙、投票用封筒（入所者等自身で請求した場合は、これらに加えて不在者投票証明書）の提示を受け、それを点検してください。

入所者等自身が投票用紙等を請求したときは、投票の前に不在者投票証明書を封筒のまま受け取り、その封筒を開いて内容を調査し、その証明書の記載によって、入所者等が本人であること、また投票用紙に記載がないことを確認してください。

なお、この証明書が入った封筒が既に関封されているとき、又は投票用紙に記載がされているときは、施設長等はその入所者等の投票を拒否しなければなりません。

拒否を受けた入所者等が、更に不在者投票を行いたいときは、不在者投票証明書等を返還して、選挙人名簿に登録されている委員会の委員長のもとで投票するか、最初から手続をやり直した上で、施設での投票ができます。ただし、投票用紙に記載がなされていた場合については、その入所者等に記載を抹消させ(消しゴムで消す、二重線を引く等)、改めて点検してから本人に返却し、その場で再度投票させることができます。

点検する際、投票用紙等に何も記載されていないことを確認してください。

- ④ その投票用紙が正当に交付されたものであることを確認し、その記載場所で当該選挙の候補者1人の氏名を投票用紙に入所者等自身が記載します。

次に、これを投票用内封筒に入れて封をし、さらにそれを投票用外封筒に入れて封をしますが、これらは全て入所者等自身が行います。最後にその表面に署名（必ず入所者等の氏名を自書すること。）の上、提出を受けてください。

- 1 点字投票の場合は、点字により記載させます。
- 2 点字投票の場合は、あらかじめ外封筒に点字で署名させ、それから投票用紙を封入した内封筒を、外封筒に入れてください。

(3) 代理投票

入所者等が心身の故障等で、候補者の氏名等を自書できないときは、本人の申請に基づき、投票立会人の意見を聴いて代理投票ができます。

その場合は、当該施設において投票事務に従事する者の中から、入所者等の投票の記載を補助すべき者2人を定め、そのうちの1人が入所者等に代わって投票用紙にその入所者等の指示する候補者氏名等を記載し、他の1人がこれに立ち会います（ここで記載補助者として立ち会う人は、上記(2)②の投票立会人を兼ねることはできません）。記載の終わった投票用紙は、これを投票用封筒（内封筒・外封筒）に入れて封をし、外封筒の表面の「投票者欄」に、当該入所者等の氏名を、その補助者が記入の上、提出を受けてください。

- 1 代理投票の補助者2名（投票用紙への記載をする者と、それに立ち会う者）は、投票事務に従事する者の中から施設長等が指定します。
- 2 代理投票の補助者には特別の資格は必要ありません。補助者は、投票立会人と異なり選挙権を有する者でなくても差し支えありません。
- 3 投票用外封筒表面の「立会人」欄に署名するのは上記(2)②の投票立会人であり、代理投票の補助者ではありません。

(4) 代理投票の仮投票

入所者等が心身の故障等で、候補者の氏名を自書できないとして、代理投票を申請した場合、施設長等がその理由がないと認めたときは、投票立会人の意見を聴いてその申請を拒否することができます。

しかし、この拒否の決定を受けた入所者等が、その決定に不服である場合、あるいは代理投票することについて、投票立会人に異議がある場合には、施設長等はその入所者

等に、「仮に投票させなければならない」ことになっています。

この場合、前項(3)の代理投票の方法により投票用紙に記載した者（代理記載人）の氏名を、投票用外封筒の表面の「投票者欄」に、その入所等者の氏名とともに自書させたいので、提出を受けてください。

なお、代理投票の仮投票を委員会に送付する際には、代理投票を拒否した理由、入所者等又は投票立会人の異議の要旨等を書面にしたものを、あわせて送付してください。

投票用外封筒の表面の「投票者欄」には、代理投票の仮投票の場合のみ、代理記載人の氏名の自書が必要となります。

普通の代理投票の場合には、選挙人（入所者等）の氏名のみを記載します。

(5) 入所者等が投票しないとき

投票用紙を請求し、交付された入所者等が投票しない場合は、投票用紙等を必ず回収し、その理由を併記して請求先の委員会に返送してください。

4 不在者投票の送致の方法は

入所者等は、投票の記載を終えた後、投票用紙を内封筒（P. 28「様式 6」参照）に入れ封をします。その後、これを外封筒（P. 29「様式 7」参照）に入れ、封をして投票者氏名を自書し、施設長等に渡します。施設長等は、所要事項を記載した上、投票立会人に署名をさせ、これを他の適当な封筒に入れます。この際、不在者投票送付書（P. 32「様式 10」参照）に必要事項を記入し同封した上で封をします。その表面に赤で「投票在中」の表示をして、裏面には施設名・所在地を記載し、小平市選挙管理委員会に、直接持参するかレターパック・速達で郵送してください。

なお、入所者等自身が投票用紙等を請求した場合には、その入所者等から提出された「不在者投票証明書」も同封してください。

選挙人が2名以上ある場合には、送致用封筒に同封してまとめて送付してください。

所定の投票所への送致時刻について、不在者投票は、入所者等が選挙人名簿に登録されている委員会を経て、投票所の投票管理者の手元に、投票日当日の投票所閉鎖時刻（投票日の午後8時）までに到着しなければなりません。投票所閉鎖時刻後に送られてきた投票は受理されません。したがって、この時刻に遅れないよう区市町村委員会に早めに送付して下さい。

投票は、なるべく投票日の前日までに、小平市選挙管理委員会に到着するよう、直接持参するかレターパック・速達で郵送してください。なお、郵送による場合は、郵送日数に余裕を見てください。

5 記録

不在者投票を実施したときは、「不在者投票実施記録簿兼請求内訳書」(P. 21「様式 2」)を作成し、そのてん末を記録しておいてください。

この記録簿は、法令に定められたものではありませんが、経費の請求、代理投票の件数調査等の問い合わせのため、必ず作成しておいてください。

6 その他

不在者投票を行うためには、一般の投票と同様その入所者等が選挙人名簿に登録されていることが必要です。選挙人名簿に登録されていない者が投票用紙等を請求しても交付されません。したがって、投票用紙等を請求するときは、その入所者等が選挙人名簿に登録されていることを本人に確認する必要があります。

本来投票は、投票日に投票所で行うのが原則です。不在者投票はこの例外であり、制度の運用に当たっては、厳格な手続が求められていることは前述のとおりです。各位におかれましては、公平・公正な管理に十分留意のうえ、適正な事務処理をお願いいたします。

なお、不在者投票事務に関し、ご不明な点がございましたら小平市選挙管理委員会〔042-346-9576（直通）〕にお問い合わせください。

第3 経費（不在者投票郵送料）の請求方法について

1 経費の請求先

今回実施される小平市議会議員選挙における不在者投票郵送料の請求先は、小平市選挙管理委員会です。

なお、投票を完了しなかった場合は、支払いの対象になりませんのでご注意ください。

〒187-0043

小平市学園東町1-19-12 小平市健康センター4階

小平市選挙管理委員会事務局

TEL: 042-346-9576 (直通)

2 支払方法

- (1) 請求書兼支払金口座振替依頼書による支払
- (2) 納入告知書・納入通知書による支払（ただし、都立病院、国立病院等の官公庁に限る。）

3 提出書類

支払方法により、提出書類が異なりますのでご注意ください。

- (1) 請求書兼支払金口座振替依頼書による支払い
 - ① 請求書兼支払金口座振替依頼書（P.19「様式1」、P.20「様式1」記載例参照）
※請求者と振込口座名義が異なる場合には、様式下段の委任状にもご記入ください。
 - ② 不在者投票実施記録簿兼請求内訳書（P.21「様式2」、P.22「様式2」記載例参照）
の写し
- (2) 納入告知書・納入通知書による支払い
 - ① 請求書兼支払金口座振替依頼書（P.19「様式1」、P.20「様式1」記載例参照）
※公印を押印のこと。請求金額・請求者の欄のみ記載すること。
 - ② 納入告知書・納入通知書（公印を押印のこと。）
 - ③ 不在者投票実施記録簿兼請求内訳書（P.21「様式2」、P.22「様式2」記載例参照）
の写し

4 書類作成上の注意

- (1) 請求書兼支払金口座振替依頼書（様式1）請求者欄について
 - ① 請求者とは不在者投票管理者（病院の院長、老人ホームの長、国立保養所の長等）です。法人等の代表者である理事長ではありません。施設名の記載に関しては、略

称等を用いず、必ず正式名称をご記入ください。

- ② 請求印は、施設の印ではなく、施設長等の公印又は、施設長等の私印を押してください。
 - ③ 納入告知書・納入通知書の場合は、必ず公印を押してください。
- (2) 請求書兼支払金口座振替依頼書（様式1）振込口座欄について
- ① 振込口座欄には、金融機関に登録した口座名を正確に記入してください。
 - ② 施設名・請求者氏名（委任者）と振込口座名義（受任者）が異なる場合は、「委任状」が必要ですので、様式1下段の委任状に記入してください。
- (3) 不在者投票実施記録簿兼請求内訳書（様式2）について
- ① 投票を完了した選挙人を確認するため、不在者投票実施記録簿兼請求内訳書（P.21「様式2」、P.22「様式2記載例参照」）の写しを必ず添付してください。
 - ② 様式2については、パソコン等で作成しても差し支えありません。ただし、記載項目の漏れがないようご注意ください。
- (4) 納入告知書・納入通知書について
- 支払事務手続の関係上、納入期限については可能な限り、請求日より1か月以降としてください。
- また、請求書兼支払金口座振替依頼書と同じ公印を押印してください。

5 請求期限

選挙期日（投票日）後、概ね2週間以内（5月8日まで）に提出書類を送付してください。

6 支払時期

請求書受理後、1か月以内にお支払いします。

7 その他

- (1) 訂正した箇所には、必ず訂正印（請求印と同じもの）を押してください。
- (2) 請求にかかる書類に不備がありますと、再送付をお願いすることになります。添付書類や記載内容に十分ご注意ください。
- (3) 送付した書類の複写（様式2は原本）は、必ずお手元に保管してください。
- (4) 次ページからのチェックシートにて必要事項に漏れがないことをご確認のうえ、ご提出ください。

チェックシート（様式1「請求書兼支払金口座振替依頼書」）

《共通》

- 請求者は、不在者投票管理者である「施設長（病院長等）」になっている。
(請求者は、施設の管理者であり、法人等の代表者である理事長ではありません。理事長が兼務している場合も、「施設長（病院長等）」の肩書を記載してください。)
- 提出書類に使用した「印」は、「施設長（病院長等）」の公印もしくは私印である。
(法人等の代表者である理事長等の印は認められません。また、施設名の印ではなく、施設長名の印となります。)
- 「請求者（依頼人）」は略称を用いず、正式名称を記入している。
- 提出書類に使用した「印」は、全て同じものである。
(銀行届出印である必要はありませんが、浸透印（シャチハタ等）は認められません）
- 消えるボールペンで記入していないこと。
(消えないボールペンでご記入ください)
- 記入を訂正した箇所がある場合、訂正印（請求印と同じもの）を押してある。

《次の2項目は納入告知書・納入通知書による支払を選択される方のみご確認ください》

- 納入告知書、納入通知書に貴施設の公印（請求書と同じ印）を押してある。
- 納入期限を請求日より1か月以降先にしている。

《以下、口座振替による支払を選択される方のみご確認ください》

- 上段の「請求者(依頼人)」と中段の「振込口座名義」が異なる場合、下段の「委任状」に記入・捺印してある。また、「請求者(依頼人)」と「委任者」は同一である。
- 施設長等が理事長を兼務していて、振込先口座が理事長名義の場合、委任状は正しく記載されている。
- 中段の振込先口座の「支店名」「種目」等の記入漏れがないこと。
- 「委任状」を記入する場合中段の「振込口座名義」と下段の「受領者(口座名義人)」は同一である。

チェックシート（様式2「不在者投票実施記録簿兼請求内訳書」）

- 項目及び内容に記入漏れがないこと。
(パソコン等で作成した場合、記載項目を必ず確認してください)
- 右上の「不在者投票管理者氏名」は、様式1上段の「請求者（依頼人）」と同一になっている。
- 投票用紙を請求しても投票を完了しなかった方がいる場合は、備考欄にその旨を記入の上、二重線で消している。
- 「代理投票補助者氏名」欄については、代理投票を行った場合のみ、記入すること。
(代理投票を行っていない場合は記入しないでください。)
- 代理投票を行った場合、代理投票補助者は、2名の名前をフルネームで記入している。
- 左下の「投票者数」欄には、実際に投票した人数を記入している。
(投票用紙を請求した人数ではありませんのでご注意ください。なお、投票完了後に死亡された方は、投票した人数に含めてください。)
- 不在者投票実施記録簿兼請求内訳書(様式2)写しの添付漏れがないこと。

諸様式

請求書兼支払金口座振替依頼書

令和 5 年 月 日

小平市長 殿

請求金額 金 _____ 円
(1人 1,073円 × _____ 名分)

ただし、小平市議会議員選挙における不在者投票郵送料として上記金額を請求します。

請求者 (依頼人)	所在地	〒 _____	
		☎ _____	
	フリガナ	_____	
	施設名	_____	
	フリガナ	_____	
A →	請求者 (施設長・病院長等) 氏名・印	肩書き(施設長・病院長等) _____	氏名 _____ (印)
		*「理事長」は不可	

- 注意 1 請求者は、不在者投票管理者(施設長・病院長等)となります。
2 印は施設印ではなく、不在者投票管理者(施設長・病院長等)の公印または私印を使用して下さい。

※ 以下は口座振替による支払の場合のみ記入

小平市から私に支払われる小平市議会議員選挙における不在者投票郵送料は、以下の口座に口座振替により振り込んでください。

振込先金融機関名	本・支店名	金融機関コード	支店コード	種目	口座番号(右詰めで記入)
銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店 支店	_____	_____	1. 普通 2. 当座	_____
振 込 口 座 名 義					
カタカナ	_____				
B → 氏名	_____				

※ (A)請求者(依頼人)と (B)振込口座名義が異なる場合は、以下の委任状に記入してください。

委 任 状		
不在者投票郵送料の受領権を下記の者に委任します。		
A →	委任者 (施設名)	施設名 _____
	(請求者氏名・印)	肩書き(施設長・病院長等) _____ 氏名 _____ (印) *「理事長」は不可
B →	受領者 (振込口座名義)	(上記の(B)振込口座名義の氏名欄と同じ内容を転記してください)

事務担当者氏名	_____
連絡先(電話番号)	_____
連絡先(メールアドレス)	_____

様式 1 <記載例>

請求書兼支払金口座振替依頼書

令和 5 年 × 月 ○ 日

小平市長 殿

請求金額 金 2,146 円
(1人 1,073円 × 2 名分)

ただし、小平市議会議員選挙における不在者投票郵送料として上記金額を請求します。

請求者 (依頼人)	所在地	〒 18△-0000 〇〇市△町×丁目□番地の× ☎ 042(34×)-0000	
	フリガナ	イリヨウホウジンシャダン マルマルカイ マルマルビ	
	施設名	医療法人社団 〇〇会 〇〇病院	
	フリガナ	インチョウ 肩書き(施設長・病院長等)	センキョ タロウ 氏名
	請求者 (施設長・病院長等) 氏名・印	院長	選挙 太郎
		*「理事長」は不可	

「施設長(・院長)」の印又は私印。施設を設置する法人の代表者(理事長等)の印は認められません。

注意 1 請求者は、不在者投票管理者(施設長・病院長等)となります。
2 印は施設印ではなく、不在者投票管理者(施設長・病院長等)の公印または私印を使用して下さい。

※ 以下は口座振替による支払の場合のみ記入

小平市から私に支払われる小平市議会議員選挙における不在者投票郵送料の振替により振り込んでください。

振込先金融機関名	本・支店名	金融機関コード	支店コード	種目	口座番号(右詰めで記入)
〇〇〇 (銀行・信用金庫 信用組合・農協)	◇◇◇ (本店 支店)	1 2 3 4 5 6 7		1. 普通 2. 当座	9 8 7 6 5 4 3

同一内容を記入
(委任状が必要な場合)

振込口座名義	イ) マルマルカイ リジチョウ センキョ タロウ
氏名	医療法人社団 〇〇会 理事長 選挙 太郎

※(A)請求者(依頼人)と(B)振込口座名義が異なる場合は、以下の

委任状	
不在者投票郵送料の受領権を下記の者に委任します。	
委任者 (施設名)	施設名 医療法人社団 〇〇会 〇〇病院 肩書き(施設長・病院長等) 氏名 院長 選挙 太郎
(請求者氏名・印)	*「理事長」は不可
受領者 (振込口座名義)	(上記の(B)振込口座名義の氏名欄と同じ内容を転記してください) 医療法人社団 〇〇会 理事長 選挙 太郎

施設長(・病院長)と理事長が同一人物でも、肩書が違うので委任状が必要です。

同一内容を記入
(委任状が必要な場合)

事務担当者氏名	選挙 二郎
連絡先(電話番号)	03-5321-11XX
連絡先(メールアドレス)	△△△△△@□□□□□.ne.jp

小平市選挙管理委員会委員長 殿

施設・病院等の 所在地

名 称

施設長・病院長等の氏 名

請 求 書

別紙の選挙人は、令和 5 年 4 月 23 日執行の小平市議会議員選挙の当日、当施設(病院、老人ホーム、身体障害者支援施設、保護施設等)にあるため、当施設(病院、老人ホーム、身体障害者支援施設、保護施設等)において投票する見込みであり、公職選挙法施行令第 50 条第 4 項(第 51 条第 2 項において準用する第 50 条第 4 項)の規定による依頼があったので、別紙の選挙人に代わって、投票用紙(船員の不在者投票用紙)及び投票用封筒の交付を請求します。

請求件数 _____ 件(うち点字投票 _____ 件)

この請求書は、請求書カードと一緒にご提出
ください。

様式 3 **記載例**

第 号

令和 5 年 月 日

小平市選挙管理委員会委員長 殿

施設・病院等の 所在地 ○○市○○町一丁目 1 番地の ×

名 称 医療法人○○会 ××病院

施設長・病院長等の氏 名 小平 太郎

請 求 書

別紙の選挙人は、令和 5 年 4 月 23 日執行の小平市議会議員選挙の当日、当施設(病院、老人ホーム、身体障害者支援施設、保護施設等)にあるため、当施設(病院、老人ホーム、身体障害者支援施設、保護施設等)において投票する見込みであり、公職選挙法施行令第 50 条第 4 項(第 51 条第 2 項において準用する第 50 条第 4 項)の規定による依頼があったので、別紙の選挙人に代わって、投票用紙(船員の不在者投票用紙)及び投票用封筒の交付を請求します。

請求件数 5 件 (うち点字投票 0 件)

不在者投票用紙等請求書カード記載例

氏名	(ふりがな) ○○○○ ○○○	生年月日 明治・大正・昭和・平成 30年 ○月 ○○日生	投票区	名簿番号	-
小平	選挙人名簿に記載されている住所 区・市・町・村 小川町○丁目○番○号		選挙の種類	衆小 衆比 最高裁	参選 参比 都議
太枠の中のみ記入してください	施設の名称、所在地、郵便番号、電話番号(ゴム印がありましたらゴム印を押して下さい) 18△-○○○○ ○○市△町×丁目×番地の× 医療法人社団 ○○会 ○○病院 042(34×)-○○○○		請求	・	直・郵
			交付	・	直・郵
			受理	・	直・郵
			返還	・	直・郵
			事由	2・3 5・6	表示 確認
備考(通信欄)(点字投票の請求 有 無)	<input checked="" type="checkbox"/> 代理記入者(○○ ○○)		番号		B

(注) 点字投票の場合は「(点字投票の請求)」の「有」に○印を付してください。
該当する選挙の欄に必ず「○印」を付してください。

選挙人に代わって代理記入する際は、記入例により欄に○印を付し、代理記入者の氏名を必ず記入(ペン書き)してください。

施設（病院）長代理証明書

住 所

氏 名

上記の者は、私の代理人であることを証明する。

理 由

- (例)
- 1 私が候補者となった
 - 2 私は外国人である
 - 3 私に事故があった
 - 4 施設の長（病院長）が欠けている

令和 5 年 月 日

所在地

施設（病院）長

氏 名

⑩

(注)理由 4 の場合は(施設（病院）長職務代理者が証明する。

不在者投票宣誓書兼請求書

私は、令和5年4月23日執行の小平市議会議員選挙の当日、下記のいずれかの事由に該当する見込みです。

このことが、真実であることを誓い、投票用紙等を請求します。

記

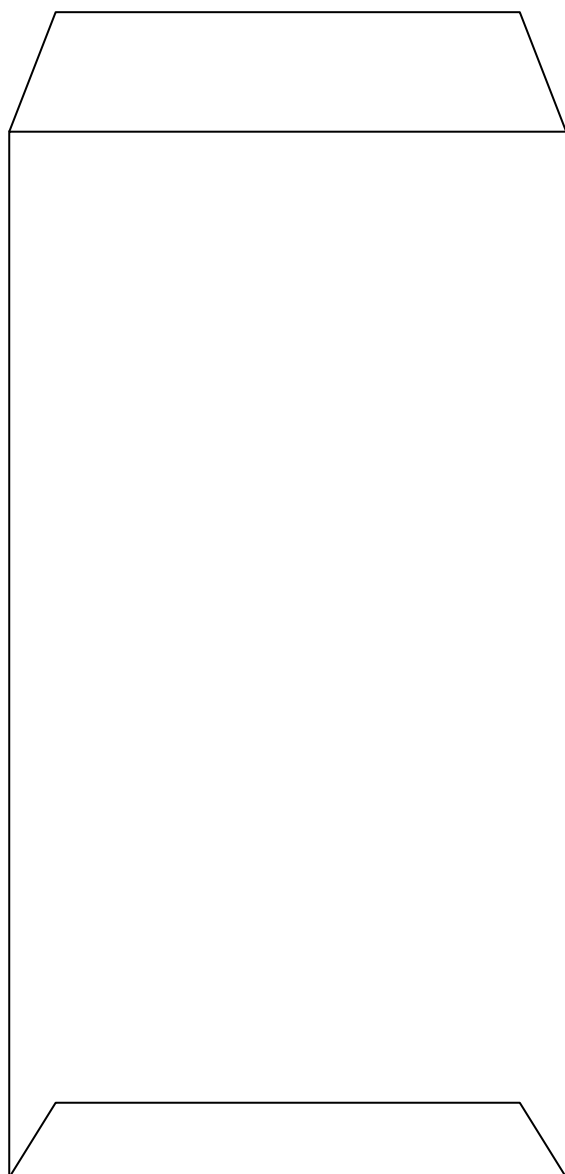
- 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- 疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
- 交通至難の島等に居住・滞在
- 住所移転のため、本市町村以外に居住
- 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

令和5年	月	日			
氏名			生年月日	年	月 日生
住所 (選挙人名簿登録地)					
投票用紙 送付先	(〒 -)				
	連絡先電話 - -				

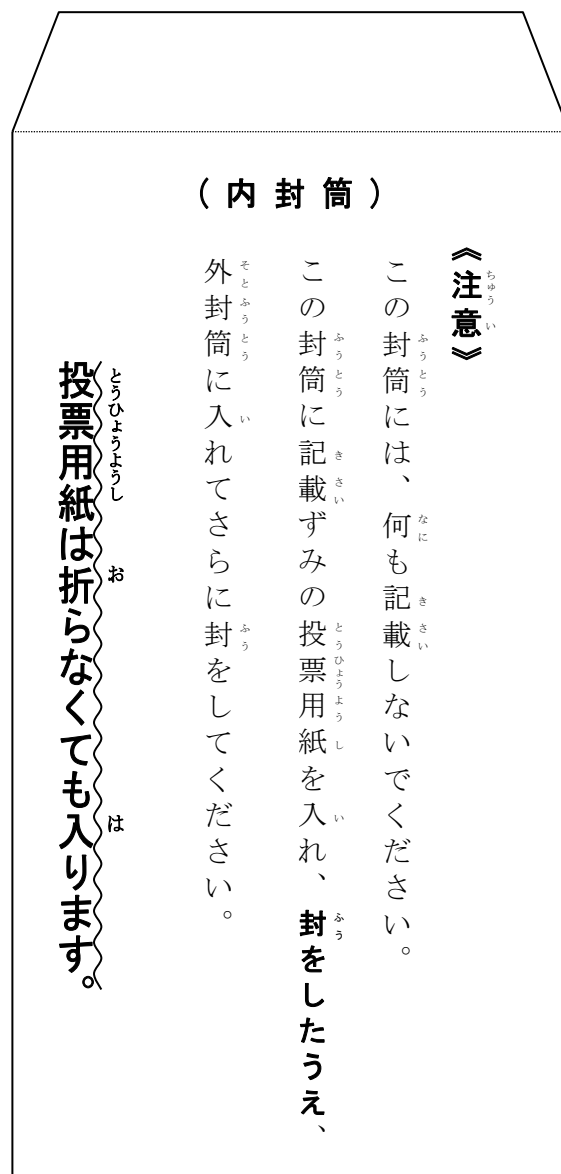
事務 処理 欄	請求	. .	事務欄		投票区	名簿番号	
	交付	. .	1. 整理券無				
受領	. .	2. 代理投票					
		3. 点字投票					
		4. 不在者投票	証明書	要・否			

内 封 筒

裏



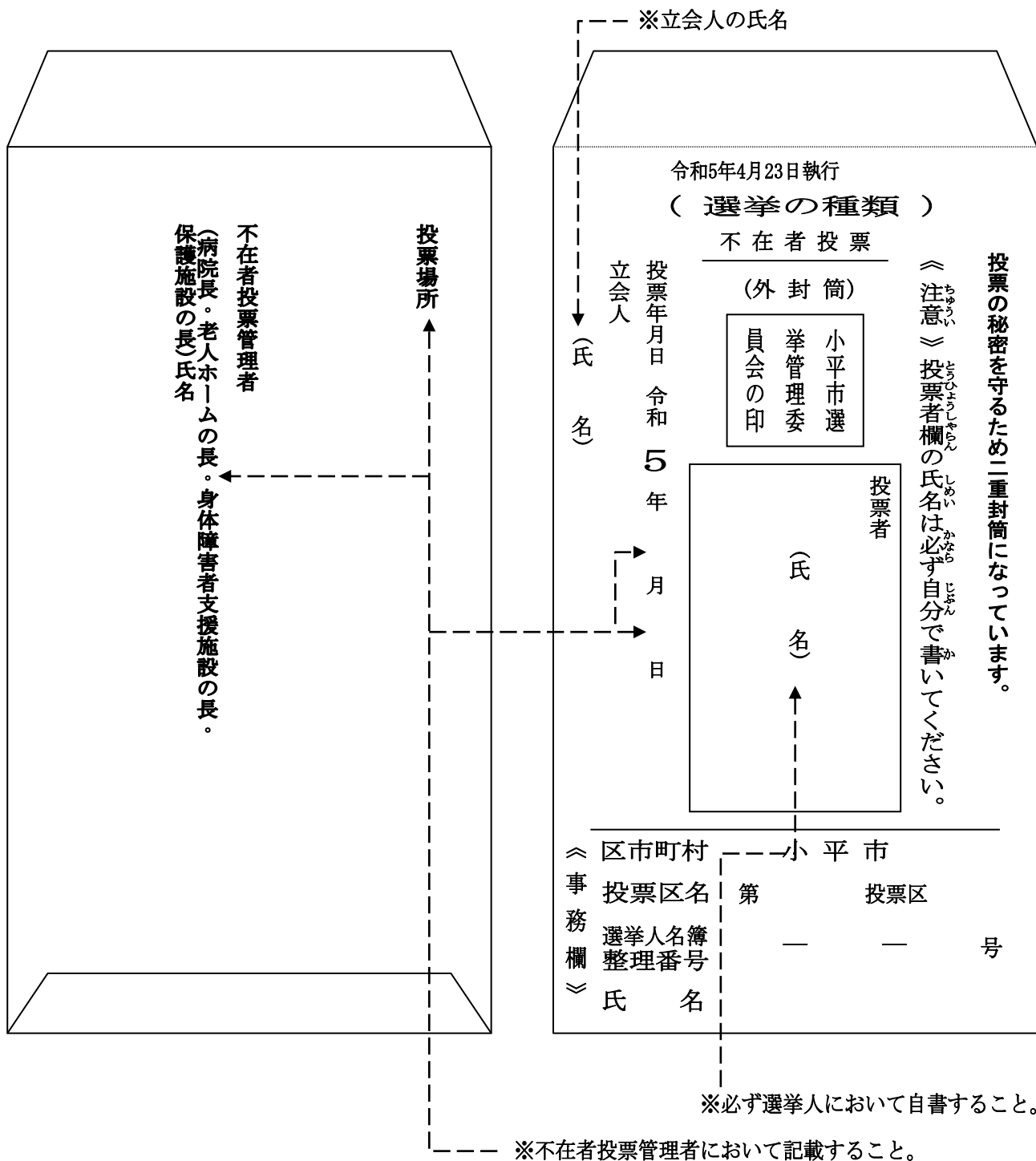
表



外 封 筒

裏

表



(注)1 投票者及び立会人の氏名は、必ず署名(自分の氏名を自書)させてください。

2 代理投票の仮投票の場合(11ページ(4)をご覧ください。)は、投票者氏名のほか代理記載者の氏名を自書させてください。

不在者投票証明書

選 挙	令和5年4月23日執行小平市議会議員選挙		
選 挙 人	男 女	生年 月日	年 月 日
投票をしようとする病院、老人ホームその他の施設の名称			
その他の事			

上記のとおり証明します。

令和 年 月 日

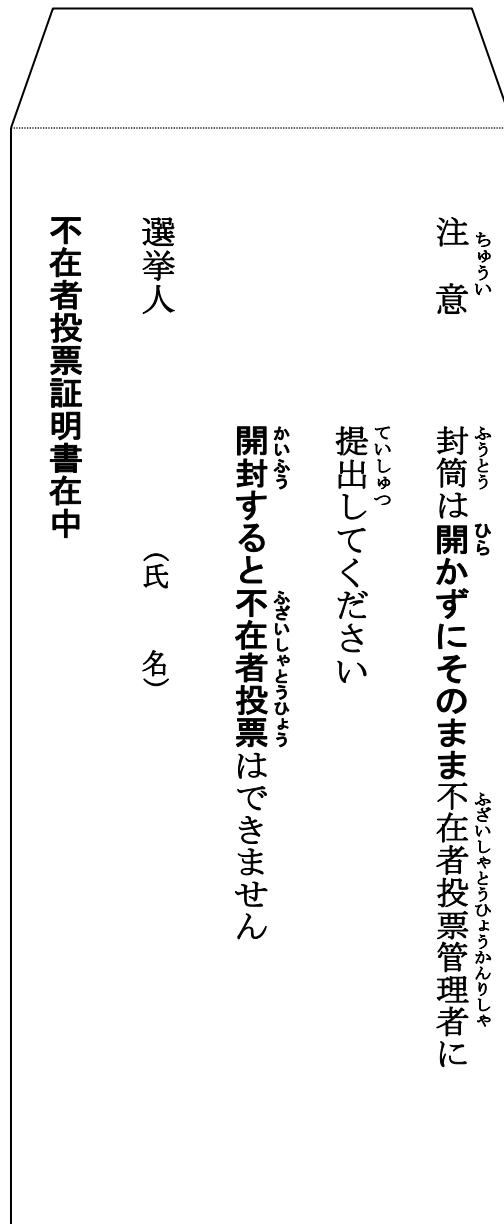
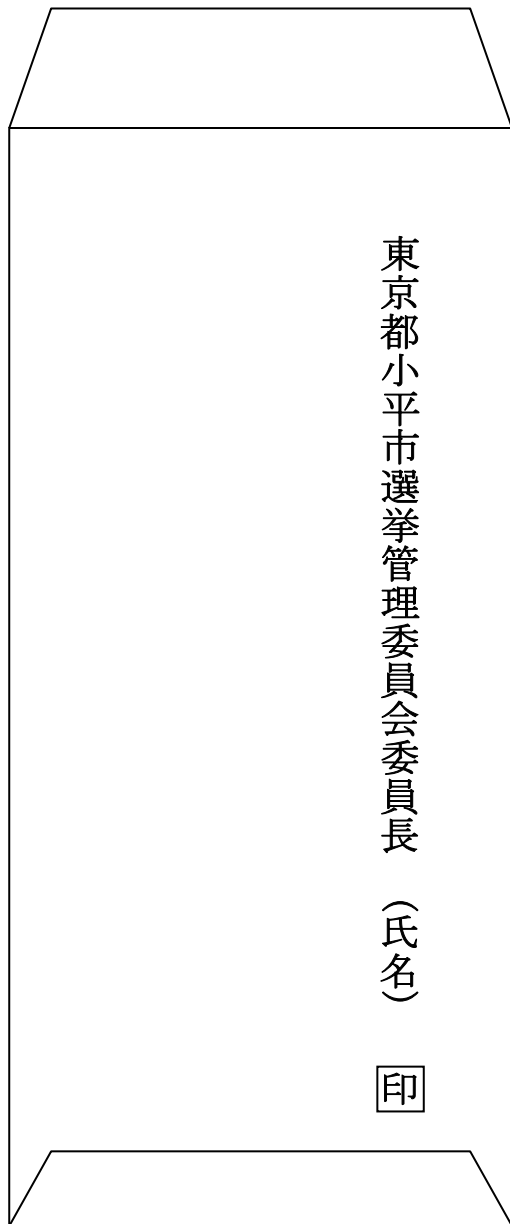
選挙管理委員会委員長



不在者投票証明書用封筒

裏

表



この送付書は、投票用紙が入った内・外封筒と一緒にレターパック・速達で郵送してください。

不在者投票送付書

様式10<記載例>

令和 5 年 4 月 × 日

小平市選挙管理委員会 様

施設所在地 〇〇市△△町1-2-3
施設名称 ◎◎病院
施設長氏名 ◇◇ □□
電話番号 042-341-XXXX

不在者投票の送致について

病院の場合は院長となります。印鑑は不要です。

令和 5 年 4 月 ▽ 日に当施設において行いました不在者投票を下記のとおり送付いたします。

記

小平市議会議員選挙	
投票数 (内 代理投票)	20 票 5 票
返還数 (内訳) 棄権 退院 死亡 その他	10 票 5 名 4 名 1 名 0 名
合計	30 票

その他は、転院など下の※の(1)～(3)に該当しないものと

※ 返還者は、不在者投票用外封筒の表面に次の文言を鉛筆で記入し、封をせずに返送してください。

- (1) 投票を棄権した場合……………棄権
- (2) 退院した場合……………〇月〇日退院
- (3) 死亡した場合……………〇月〇日死亡
- (4) その他……………具体的な事由を記入

〇月〇日転院など